



最低賃金制度とは、事業場で働く労働者（パート、アルバイト、外国人

特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、より金額水

家族手当は含まれません。また、派遣労働者については、派遣先の都道府県の最低賃金が適用されません。

労働者を最低賃金額あるいはそれに近い金額で使用されている事業主の皆さまについては、最低賃金額の改定に合わせて賃金額の変更を行っていただくと思えますが、労働契約の変更漏れのないようにお願いします。ま

都道府県の審議会が地域の実情を踏まえて最低賃金額の改正の審議、答申を行い、異議申立に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定されます。

平成28年度の愛知県最低賃金は、前年度に対して過去最高額の25円の引き上げとなりました。

監督署では、最低賃金の改正に合わせて、適正

最低賃金改定に伴う賃金額の変更はお済みですか？

技能実習生、高齢者など全ての労働者）に最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないという制度です。

産業や職種に関係なく愛知県で働く全ての労働者に適用される愛知県最低賃金は、平成28年10月1日に時間額845円に改定されています。また、

準の高い最低賃金を定めることが必要と認められるものについて設定された特定最低賃金についても、12月16日より改定されます。

最低賃金の対象となる賃金には、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外、休日、深夜労働に対する賃金、精皆勤手当、通勤手当及び

た、最低賃金額は時間額で決められているため、賃金額を日給、月給とされている場合は、時間当たりの金額に換算して比較する必要がありますので確認をお願いします。

最低賃金額の変更にあたっては、厚生労働省の中央最低賃金審議会に係る関係者の意見聴取を行った上、引き上げ額の目安を定め、これをもとに各

に賃金が支払われているか監督指導を実施しています。事業主の皆さまには、最低賃金の引き上げは負担が大きいものと思われませんが、各種助成金なども活用して最低賃金を下回らないよう適正な賃金額の設定をお願いします。

愛知労働局のホームページ

「愛知労働局ホームページ」をご利用ください。労働基準監督署・ハローワークの地図、相談窓口、労働関係情報等掲載しております。

アドレス <http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

問い合わせ先 愛知労働局総務部企画室(電話：052-972-0252)